高知県剣道連盟剣道級位審査実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、剣道級位審査規則(平成21年10月1日施行)の制定を受け、高知県における剣道級位審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(級位及び付与基準)

- 第2 級位は、一級から七級までとする。
- 2 級位は、剣道称号段位審査規則(平成12年4月1日施行)に規定する初段の基準に依拠するものとし、剣道の基本を修習し、技倆相当なる者に与えられる。 (級位審査)
- 第3 級位審査は、高知県剣道連盟(以下「剣連」という。)に加盟する団体会員 (中体連、高体連を含む。以下「加盟団体」という。)に剣連が委任する。 (級位審査の運営)
- 第4 級位審査の運営は、審査を実施する加盟団体において行う。
- 2 級位審査は、加盟団体間において合同審査を実施することができる。ただし、 この場合においては、事前に必要事項を明らかにすること。

(審查員)

第5 審査員は、加盟団体会員の中から剣連に事前登録し、委嘱を受けた5段以上 を有する者5名で行う。

(受審資格)

- 第6 級位を受審しようとする者は、加盟団体及び加盟団体に登録する少年剣道教室の会員でなければならない。
- 2 一級の受審資格は、小学校6年生以上とし、その他の級位については、審査を 実施する加盟団体において定める。

(審査方法)

- 第7 各級の審査方法は、次の各号で定める実技により行う。
 - (1) 一級 剣道の基本並びに木刀による剣道基本技稽古法「基本 1 から 9 まで」
 - (2) 二級 剣道の基本並びに木刀による剣道基本技稽古法「基本1から6まで」
- (3) 三級 剣道の基本並びに木刀による剣道基本技稽古法「基本1から4まで」
- (4) 四級以下 審査を実施する加盟団体において定める。
- 2 剣道の基本は、その修得状況を確認するために立合いとする。 (級位の授与)
- 第8 級位の授与は、審査を実施した加盟団体が行う。ただし、一級の授与については、剣連が行う。

(登録)

第9 級位の登録は、審査を実施した加盟団体において行う。ただし、一級については、審査を実施した加盟団体から剣連に申請し、登録する。

(審査料及び登録料)

- 第10 審査料は、一級については2,000円とし、その他の級位は、審査を実施する加盟団体において定め、その加盟団体に納入する。
- 2 登録料は、一級については4,000円とし、審査を実施した加盟団体から剣連に納入し、その他の級位は、審査を実施する加盟団体において定め、その加盟団体に納入する。

(一級審査の特例)

第11 加盟団体に加入する高校生以上の者で、一級の付与基準に当たる者として加盟団体から認定を受けた者は、一級審査を免除することができる。この場合における審査料及び登録料は、第10のとおりとする。

(施行期日)

第12 この要領は、平成22年4月1日から施行する。